

特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況の公表

(令和元年6月7日公表)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項に基づき、特定事業主行動計画の実施状況を公表するものです。

目標1 年次有給休暇の平均取得日数を12日とします。

※平均取得時間は前年からの繰越日数を含むが、平均取得率は繰越日数を含まない。

平成30年3月末退職者を除く。

区分		時間	目標 平均取得時間	目標設定時(27年) 平均取得時間	平成30年 平均取得時間	平成30年 平均取得率	《参考》 対象人数
一般 行政職	男		12日	11日 5時間	12日 1時間	57.74%	17人
	女		12日	9日 6時間	8日 2時間	40.00%	4人
技能 労務職	男		12日	18日 6時間	22日 4時間	100.00%	1人
	女		-	-	-	-	-
全体			12日	12日 2時間	11日 7時間	56.34%	22人

目標2 健康診断の結果、要再検とされた職員の再検査受診率を100%とします。

※再検査（要精検、要治療）が必要だと判断された職員に対し受診勧奨を行う。

区分		時間	目標 再検査受診率	目標設定時(27年度) 再検査受診率	平成30年度 再検査受診率	《参考》 勧奨対象人数
一般 行政職	男		100%	71.4%	100.0%	10人
	女		100%	66.6%	100.0%	3人
技能 労務職	男		100%	0.0%	0.0%	人
	女		-	-	-	-
全体			100%	58.3%	100.0%	13人